認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する 告示案の概要

平成22年1月地域情報政策室

1 改正の趣旨

「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準(平成 15 年告示第 706 号)」(以下「技術的基準」という。)第 31 条第 2 号の規定は、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令(平成 15 年政令第 408 号)」第 8 条に規定する特定認証業務を行う者に係る認定の基準のうち、特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置について、「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針(平成 13 年総務省・法務省・経済産業省告示第 2 号)」(以下「電子署名法指針」という。)第 10 条第 2 号に規定する認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置と同等の措置を定めるものであることから、暗号アルゴリズムの移行のため電子署名法指針第 10 条第 2 号が改正されたのに伴い、技術的基準第 31 条第 2 号について、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

電子署名法指針第10条第2号が改正され、認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置について、発行者署名符号に係る電子証明書の値をSHA-1、SHA-256、SHA-384、SHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって当該認定認証業務を特定するとされたのに伴い、技術的基準第31条第2号を改正し、特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置について、発行者署名符号に係る電子証明書の値をSHA-1、SHA-256、SHA-384、SHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって当該特定認証業務を特定することとする。

また、表現を明確化する。

3 施行期日

公布の日から施行する。